

中国外商投資法に関する講演会を開催

開催日：2019年7月8日（月）
場所：経団連会館
テーマ：「日本企業による対中投資の新展開 — 新たな外商投資法により何が変わるか」
講師：劉新宇 金杜法律事務所 パートナー 中国弁護士
中国政法大学大学院 特任教授

経済広報センターは7月8日、東京・大手町の経団連会館で、金杜法律事務所パートナーの劉新宇弁護士を招き、「日本企業による対中投資の新展開—新たな外商投資法により何が変わるか」と題する講演会を開催した。劉氏からは、2020年1月1日に施行される中国外商投資法に関し、外商投資法の概要、外国企業投資への影響、今後の展望などについて解説があった。

劉氏は、まず中国経済の近況についての共通認識を述べ、続いて、投資促進、投資保護、投資管理など42条で構成される同法が、旧「外資三法」（外資企業法、中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法）に代わり、外商投資に関する基本法として位置づけられている点を強調。そのうえで、外国企業投資への影響として、同法に基づく外商投資情報報告制度や外商投資安全審査制度をはじめとした諸制度の概要を説明した。一方で運用に関する細則が現段階で明らかになっていない点を指摘し、施行日までの対応および施行から5年の移行期間における対応についても曖昧な点が多いため、今後の動向に注視する必要があると説いた。



講演会への参加者は73名に上り、中外合弁企業における重要決議事項に関する質問など積極的な発言が相次ぎ、外商投資法への関心の高さを示すものとなった。

以上